

八丈町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があり、「経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）」においても、民間の同種の職種に従事するものとの均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるようにする旨要請されています。

こうした状況の中、国（総務省）から全国の地方公共団体に対して、技能労務職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を、平成 19 年度中に策定し公表するよう求められており、以下のとおり、八丈町の取組方針を策定しました。

1 現状

八丈町における給与制度については、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、これまでも適正化に努めてまいりました。

(1) 職種ごとの平均年齢・職員数・平均給与月額（平成 19 年 4 月 1 日現在）

公務員					民間従業員（東京都）		
区分	平均年齢	職員数	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額
八丈町	44.3 歳	31 人	267,834 円	243,596 円	—	—	—
清掃職員	歳	人	円	円	廃棄物処理 業従業員*	43.3 歳	299,800 円
学校給食 員	56.8 歳	2 人	240,200 円	240,200 円	調理士	37.7 歳	302,500 円
用務員	歳	人	円	円	用務員*	53.9 歳	227,200 円
自動車運 転手	40.9 歳	2 人	273,890 円	262,250 円	自家用自動 車運転者	58.0 歳	342,800 円
守衛	歳	人	円	円	守衛	60.7 歳	316,900 円
バス事業 運転手	44.4 歳	10 人	319,699 円	263,450 円	営業用バス 運転者	41.5 歳	416,400 円
その他	43.8 歳	17 人	239,865 円	230,124 円	—	—	—
東京都	47.0 歳	2167 人	429,065 円	394,189 円	—	—	—
国	48.8 歳	5193 人	— 円	320,514 円	—	—	—
類似団体	48.6 歳	9 人	293,202 円	283,707 円	—	—	—

- ※区分の「その他」とは、保育園調理員、牧野作業員、病院調理員、バスガイドとなります。
- ※平均給与月額とは、給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計であり、期末・勤勉手当は含みません。
- ※平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ※民間データは厚生労働省が調査・公表をしている「賃金構造基本統計調査」の平成16年～18年の3ヵ年平均です。
- ※廃棄物処理業従業員及び用務員については、都道府県別の数値が未公表のため全国平均の数値となります。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数・平均給与月額（平成19年4月1日現在）

[単位：円、人]

	清掃職員		学校給食員		用務員		自動車運転手	
	平均給与月額	人	平均給与月額	人	平均給与月額	人	平均給与月額	人
～29歳								
30～39歳								1
40～49歳								1
50～59歳			240,200	2				
全体			240,200	2			273,890	2

	守衛		バス事業運転手		その他		計・平均	
	平均給与月額	人	平均給与月額	人	平均給与月額	人	平均給与月額	人
～29歳						1		1
30～39歳			280,525	4	223,519	5	248,229	10
40～49歳			336,827	4	239,985	5	285,241	10
50～59歳			363,789	2	265,205	6	279,921	10
全体			319,699	10	230,124	17	267,834	31

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

① 給料表

国家公務員の行政職俸給表(二)の1～3級を採用しています。
職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

② 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

なお、諸手当のうち、技能労務職員に支給されている手当の主な内容は、次のとお

りです。

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

手当の名称	手当の内容 (月額)		国制度との異同
扶養手当	配偶者	13,000 円	同
	配偶者以外の親族	6,500 円	
	配偶者なしの場合の親族 1 人目	11,000 円	
	①以外	5,000 円	
住居手当	借家の限度額	27,000 円	同
	持ち家 5 年目まで	2,500 円	
通勤手当	バス等利用者の支給限度額	55,000 円	同
	自家用車等利用者の支給限度額	24,500 円	
特殊勤務手当	自動車運転手特別手当	1 回 160 円	—
	自動車運転手特別手当	日額 800 円	

③ 昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年 4 月と定め、それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施しております。

(平成 20 年 1 月 1 日現在)

昇給区分		昇給基準	A	B	C	D	E
			極めて 良好	特に 良好	良好	やや良好 でない	良好 でない
制度完成時 平成 23 年 1 月～	特定職員		5以上	4	3	2～1	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0
	一般職員		6以上	5	4	3～1	0
	〃 (55歳以上)		4以上	3	2	1	0
昇給抑制期間 平成 20 年 1 月 ～ 22 年 1 月	特定職員		4以上	3	2	1～0	0
	〃 (55歳以上)		2以上	1	0	0	0
	一般職員		5以上	4	3	2～0	0
	〃 (55歳以上)		2以上	1	0	0	0

2 基本的な考え方及び具体的な取組内容

今後の、八丈町における技能労務職員等の給与制度については、従来と同様に、原則として国家公務員の給与制度に準拠し、適正化に努めてまいります。

また、技能労務職員の採用については、退職不補充を基本としますが、職種によって必要な場合には慎重に検討して採用を行います。